

例 言

- 1 この年報は、令和5年度における国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とするものであるが、国民健康保険事業全般についても過去数年の間における事業状況の推移を比較観察し、併せて利用者の便宜のために国民健康保険制度の概要及び沿革を掲載した。
- 2 この年報は、各保険者の令和5年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）、令和5年度国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）に基づいて編集したものである。
- 3 この年報における国民健康保険の主体の種別は、主体が都道府県である場合には都道府県、市町村又は特別区の場合には市町村、国民健康保険組合である場合には国保組合と称した。
- 4 統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）は、第1表から第6表までが年度別、月別に一般状況、保険給付状況等をみたもの、第7表から第14表までが市町村については都道府県別、国保組合については業種別に一般状況、経理状況、保険給付状況、診療状況などをみたもの、第15表から第18表までが保険料（税）賦課状況をみたものとなっている。
- 5 国民健康保険の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者等に区分される。本統計表では被保険者数等については総数、一般被保険者数及び退職被保険者等数ごとに集計している。
- 6 退職被保険者等については、報告時以降遡及して資格を取得した者に係る遡及期間分が含まれていない場合がありうることから、数値が小さくなっている可能性がある。
- 7 世帯数及び被保険者数の年度平均値は、市町村は当該年3月から翌年2月（3～2月ベース）、国民健康保険組合は当該年4月から翌年3月（4～3月ベース）の平均値であり、総数はそれぞれ異なるベースの値を合計している。
- 8 年度における療養の給付額について、市町村は当該年3月診療分から翌年2月診療分までの値を用いており、国民健康保険組合は当該年4月診療分から翌年3月診療分までの値を用いており、総数はそれぞれ異なるベースの値を合計している。なお、1人当たり額の算出には年度平均被保険者数を用いている。
- 9 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合がある。月別状況と年度計とが一致しない場合があるのは、月別状況を毎月報告される国民健康保険事業状況報告（事業月報）によっているため、報告時以降の遡及適用や過誤調整等の結果が月別状況に反映されていない場合があることや四捨五入によるものである。
- 10 都道府県別の統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）第7表から第14表において、国保組合の計数はその主たる事務所の所在地を管理する都道府県の計数に含めないで別欄に計上した。

11 診療費等の諸率の計算の基礎となる件数、日数、医療費は次によって計上している。

- (1) 件数 療養の給付等については当該月の診療分として報告された件数（入院、入院外及び歯科についてはレセプトの枚数、調剤については調剤レセプトの枚数、訪問看護については訪問看護レセプトの枚数）であり、療養費等及びその他の給付については当該月の支給決定分として報告された件数である。
- (2) 日数 診療実日数である。ただし、調剤においては処方せん受付枚数、入院時食事療養費・生活療養費においては回数としている。
- (3) 医療費 療養の給付等に要する費用の額をいう。

医療費には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。

12 国民健康保険法施行令第29条の7の2又は地方税法第703条の5の2に規定する特例に該当する非自発的失業者等について、「保険料（税）算定額」内訳の「所得割」は当該被保険者の前年の給与所得を30/100として賦課した額である。また、「課税対象額」の「所得割」についても、当該被保険者の前年の給与所得は30/100として計上している。

13 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数不明または計数を表章することが不適切な場合
- － 計数のない場合
- 0 計数が表章単位の1/2未満のもの
- 「－」 負数